

投資信託定期売却約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と当社との間の投資信託受益証券を定期的に売却するサービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

(申込方法)

第2条 お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法によりお申し込みのものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。

2 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(対象銘柄)

第3条 本サービスの対象となる投資信託は、お客様が当社で保有される投資信託のうち、当社が指定する銘柄(以下「対象投資信託」といいます。)とします。

2 お客様は、対象投資信託の中から定期売却を行う投資信託を1銘柄以上指定するものとします。(以下、指定された定期売却を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。)

(売却方法)

第4条 お客様は、指定投資信託の定期売却にあたって、あらかじめ毎月の売却金額を設定するものとします。またお客様の設定により、決められた月における、毎月の売却とは別の売却を加えることができるものとします。売却金額(以下「払出金」といいます。)は、証券総合口座の預り金(MRF 受益証券の自動買付を含む)に払い込まれるものといたします。なお、1銘柄あたりの売却金の最低額及び単位等は、対象投資信託毎に別途当社が定めるものとします。

(指定投資信託の売却)

第5条 お客様は、あらかじめ指定投資信託申込日(以下「申込日」といい、指定投資信託の委託者が当該投資信託の売却の申込を受付ける営業日を行います。)を指定するものとし、当該申込日に、指定投資信託の約定日(約定日は、投資信託により異なります。)に指定投資信託の売却を行うよう指示します。

2 当社は前項の指示に基づき、申込日以前の当社が定める日の当社が定める時間

に、指定投資信託の委託者に対して売却注文の発注を行います。

ただし、次の各号のいずれかに該当している場合、当該申込日にかかる指定投資信託の売却注文の発注は行わないものとします。

- (1) 申込日が当社の定める営業日でない場合。なおこの場合は、翌営業日を申込日として取扱うものとします
 - (2) 当社が定める時間に、指定投資信託の売却に必要な残高が不足している場合
 - (3) 転居先不明、預り金不足等の理由により投資信託の取引を含む金融商品取引が停止されている場合
- 3 指定投資信託の委託者が売却注文の受付を中止又は取り消した場合、当社は、申込日以降、委託者が最初に売却注文の受付を行った日に委託者に売却注文の発注を行うものとします。

(申込内容の変更)

第6条 お客様は所定の手続に従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

(取引及び残高の通知)

第7条 当社は、本サービスにかかるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、「総合取引約款」第13条及び第14条に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。

- 2 前項に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。

(対象投資信託の除外)

第8条 対象投資信託が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該対象投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) その他当社が必要と認める場合

(解約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様が当社の証券総合口座を解約された場合
- (3) お客様の指定投資信託が前条の規定に従い対象投資信託から除外された場合
- (4) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- (5) 第11条第1項に定める本約款の変更にお客様が同意されない場合
- (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、

- 総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(その他)

- 第10条 当社はこの契約に基づいた投資信託の売却代金に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。
- 2 お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うものとします。
 - 3 この約款に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。

(約款の変更)

- 第11条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- 2 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
 - 3 前項の通知は、お客様の当社メッセージボックスへの連絡による方法に代えることができるものとします。
 - 4 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。